

(案)

# 墨田区保育所等整備計画

令和4（2021）年度～令和13（2030）年度

本資料は、令和3年10月8日現在の案となります。

令和4（2022）年3月

墨田区

## 目次

序章	はじめに .....	1
第1章	計画の位置付けと前提 .....	2
1	計画の位置付け .....	2
2	計画の期間 .....	3
3	計画の範囲 .....	3
4	計画の前提 .....	3
第2章	前計画に係るこれまでの取組み .....	4
1	民間活力導入の進捗状況 .....	4
2	就学前児童数の推移と保育定員及び整備率 .....	6
3	基幹園と認定こども園の進捗状況 .....	7
第3章	保育をとりまく現状と分析 .....	9
1	待機児童の状況 .....	9
2	区域別の保育定員 .....	9
3	保育所に係る経費 .....	10
4	公設園の施設状況 .....	13
5	将来人口推計 .....	15
6	北部地域の将来の保育需要見込み .....	16
第4章	本計画における取組方針 .....	17
1	取組みに係る基本的考え方 .....	17
2	基幹園及び認定こども園に対する考え方 .....	17
3	保育所における公私の役割の明確化 .....	17
4	公設園の再整備 .....	18
第5章	民間活力の導入 .....	18
1	基本的な考え方 .....	18
2	選定基準 .....	19
3	導入の標準スケジュール .....	19
4	公私連携制度導入による財政効果 .....	20
第6章	公設園の適正配置（案） .....	22
1	基本的な考え方 .....	22
2	対象となる園 .....	22
3	適正配置のスケジュール .....	23
4	その他 .....	23

## 序章 はじめに

本区では、喫緊の課題である保育所待機児童の解消や増加・多様化する保育ニーズに的確に対応していくため、平成24年9月に今後の保育所整備の考え方と民間活力導入の方向性を示す「墨田区保育所整備指針」を策定した。平成26年12月には墨田区保育所整備指針に基づく取組方針」を策定し、公立保育園への民間活力導入の手法を示し、さらに平成27年9月に「墨田区保育所等整備計画」を策定し、具体的な導入予定園を示した。この間においては、当該計画に基づき民間活力の導入を推進するとともに、区として保育所整備等の子育て支援にも重点的に取り組んできたところである。

今後は、新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢の変化や少子高齢化の進展により保育サービスや公立保育園に対する区民ニーズがさらに変化していくことが想定されることから、ポストコロナ時代の潮流を的確に捉え、多様化するニーズに的確に応えていくことが求められる。

一方で、公立保育園は、今後老朽化による大規模修繕や更新の時期を迎えることから、本区における公共施設マネジメントの考えを踏まえ、中・長期的、経営的な視点をもって施設の維持管理や運営に取り組んでいく必要がある。

このような状況の中で、区の限られた財源を有効に活用し、SDGsの17の目標のである「3すべての人に健康と福祉を」「4質の高い教育をみんなに」「11住み続けられるまちづくり」の観点から、必要な保育サービスを将来にわたり提供し続けていくことを目的として「墨田区保育所等整備計画」を改定した。

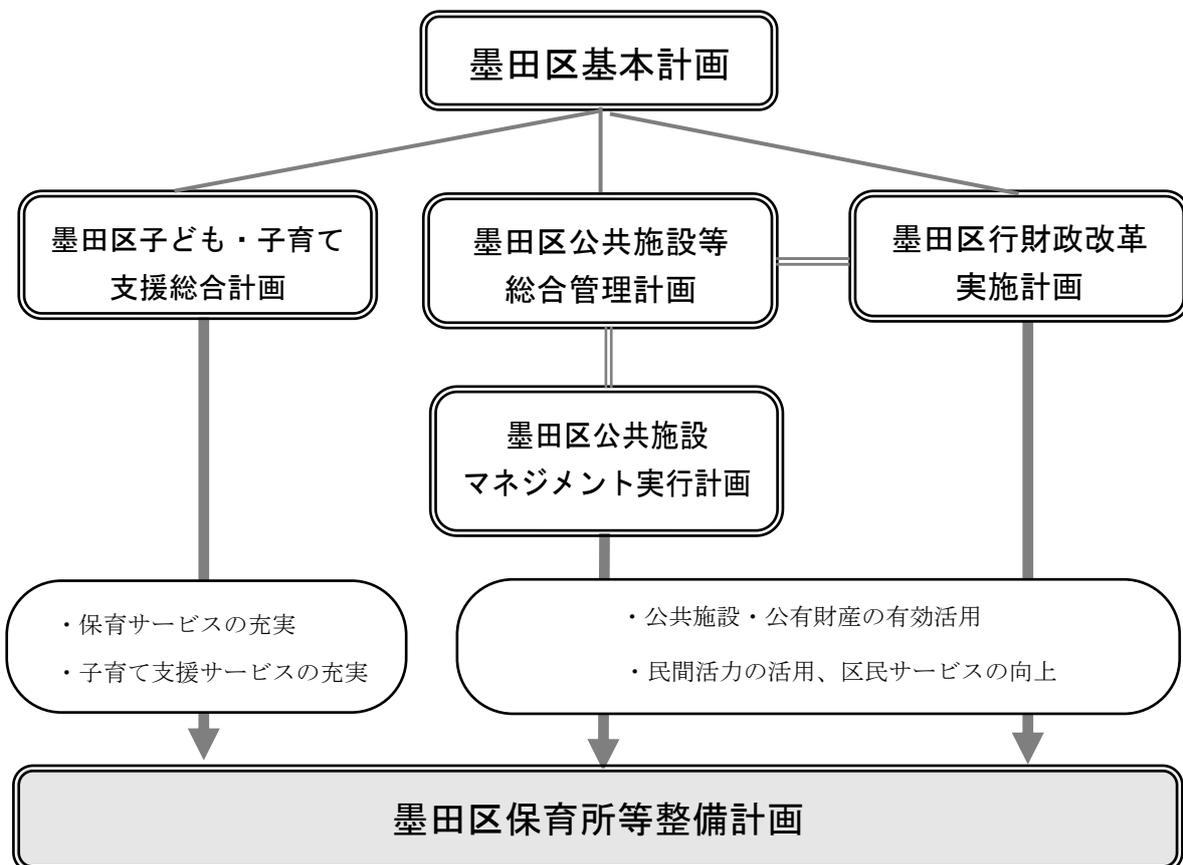
当該計画に基づき、公共施設を効率的・効果的に有効活用し、「暮らし続けたいまち」の実現に向けて、さらに子ども・子育て支援の充実のための施策展開を図っていくものとする。

## 第1章 計画の位置付けと前提

### 1 計画の位置付け

本計画は、墨田区基本計画の子ども・子育てに関する基本計画である「墨田区子ども・子育て支援総合計画（令和2年2月）」を踏まえ、行財政改革に関する実施計画である「墨田区行財政改革実施計画・行政情報化計画（令和4年3月）」、公共施設に関する基本の方針を定めた「墨田区公共施設等総合管理計画（平成28年3月）」と整合性を図り、「墨田区公共施設マネジメント実行計画（令和4年3月）」における公共施設マネジメントの考え方と連動しながら、中・長期的、経営的な視点をもって保育所整備の方向性を示し、具体的な方策を図る計画である。

#### 【計画体系図】



## 2 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和13年度までの10年間とする。

なお、「墨田区基本計画」の改定に合わせて、年少人口の動向や社会情勢の変化等計画内容と乖離が生じた場合などは計画の見直しを行う。

## 3 計画の範囲

本計画は、原則として、既存の区が設置している保育所及び認定こども園（以下、公設園という。）の整備に関する事項を範囲とする。

## 4 計画の前提

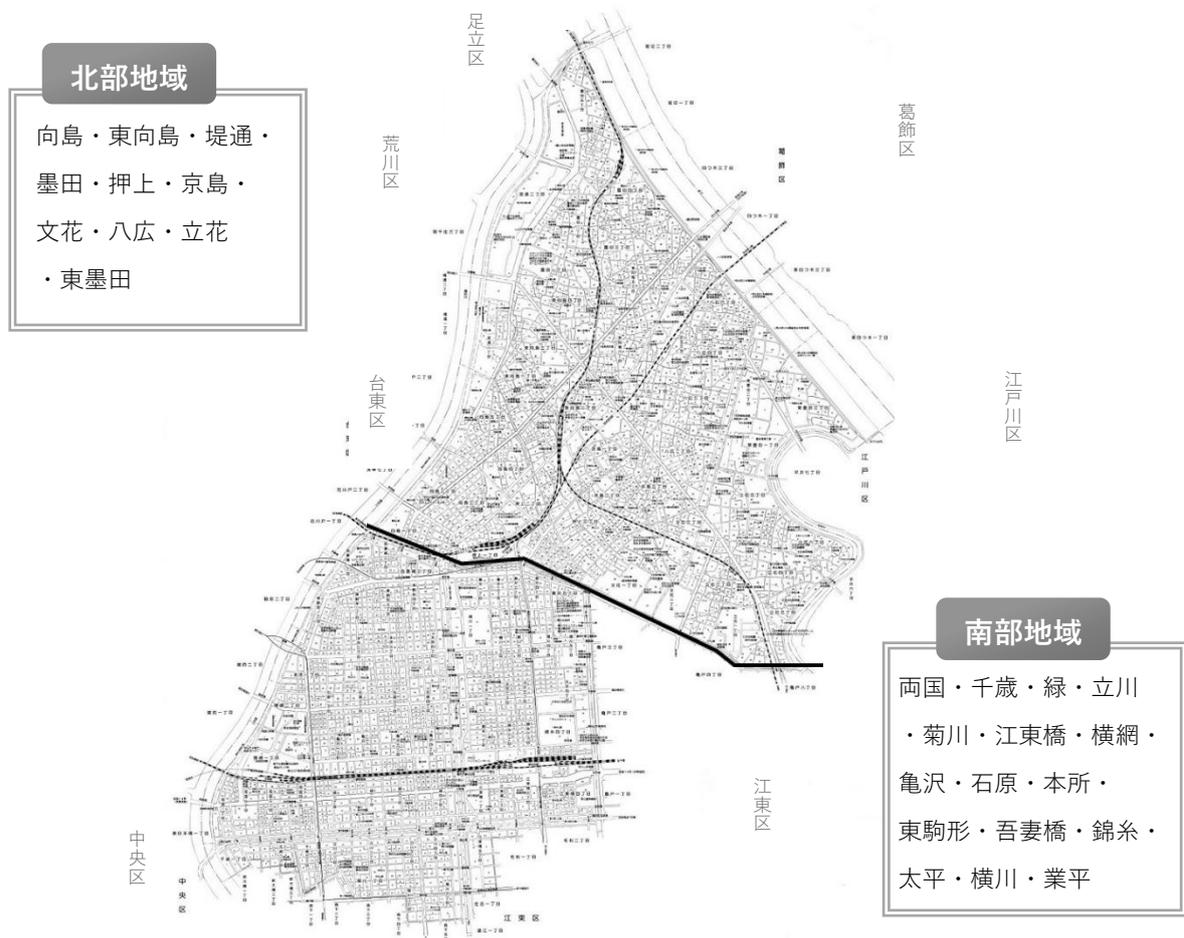
本計画の前提は次のとおりとする。

### (1) 前計画とは

平成24年9月策定「墨田区保育所整備指針」、平成26年12月策定「墨田区保育所整備指針に基づく取組方針」、平成27年9月「墨田区保育所等整備計画」を指す。

### (2) 区域の設定

本計画では、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態を目指す考え方から、上位計画である「子ども・子育て支援総合計画」と同様、北十間川を境界とし「北部地域」「南部地域」に区分する。区域は下図のとおり。



## 第2章 前計画に係るこれまでの取組み

### 1 民間活力導入の進捗状況

#### (1) 経過

保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応した各種保育サービスの拡充と区の財政負担の軽減を図るため、民間活力の導入を推進してきた。導入にあたっては、在園児に影響がないよう導入スケジュールを定め実施してきた。

#### (2) 指定管理者制度の導入

##### ア 導入実績

公設園のうち、区が運営する保育所（以下、公設公営園という。）に指定管理者制度を導入し、保育サービスの拡充を図った〔表2-1〕。導入にあたっては、保育園における管理運営を円滑に遂行できるよう、区が指定管理者に業務を引き継ぎ、導入後の1年間は、行事や保育等の観察及び調査を実施し正しく引き継ぎが行われたかどうかの検証を行った。

〔表2-1〕指定管理者制度導入園一覧（平成30年度以降）

施設名称	導入年度	保育サービスの拡充内容等
亀沢保育園	平成30年度	・延長保育（1時間延長を2時間延長へ） ・休日保育（定員12人） ・一時保育（定員3人） ・定員拡大（20人拡大）
長浦保育園	令和元年度	・延長保育（1時間延長を2時間延長へ）
水神保育園	令和2年度	・延長保育（2時間延長）
すみだ保育園	令和3年度	・延長保育（1時間延長）

##### イ 利用者満足度

指定管理者によるモニタリングと区によるモニタリング、区監査委員による監査、第三者機関によるモニタリングを実施した。

指定管理者制度の導入園（9園）における第三者機関によるモニタリング（福祉サービス第三者評価※の利用者調査の結果は、「大変満足」と「満足」を合わせた回答数が8割を超えており、保護者から良好な評価を得ていることがわかる。

##### ※福祉サービス第三者評価

質の高い福祉サービスを事業者が提供するために、保育所、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、障害者支援施設、社会的養護施設などにおいて実施される事業について、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行う仕組み。

## ウ 財政効果

指定管理者制度導入により期待される効果としては、柔軟な人員配置や一括発注による外注コストの削減など法人ノウハウを活かした効率的・効果的な運営が図られることが挙げられる。前計画に基づき実施した指定管理者制度導入による財政効果として、公設公営園で同様の保育サービスを実施した場合の運営費差額は下表のとおりである。

[表2-2] 運営費削減額（導入年度の単年度運営費）

施設名称	導入年度	削減額
亀沢保育園	平成30年度	△ 33,039千円
長浦保育園	令和元年度	△ 28,004千円
水神保育園	令和2年度	△ 13,178千円
すみだ保育園	令和3年度	△ 17,268千円

### (3) 公私連携制度の導入

公私連携制度の導入にあたっては、スケジュールを定め、導入発表時の在園児が全員卒園した後に、公私連携制度を導入し、公設園を公私連携型保育所へ移行する。

令和4年度以降の公私連携制度導入を予定している園は下表のとおりである。

[表2-3] 公私連携制度導入予定園

施設名称	導入予定年度
ひきふね保育園	令和4年度
あおやぎ保育園	令和6年度
亀沢保育園	令和10年度

#### \* 公私連携型保育所

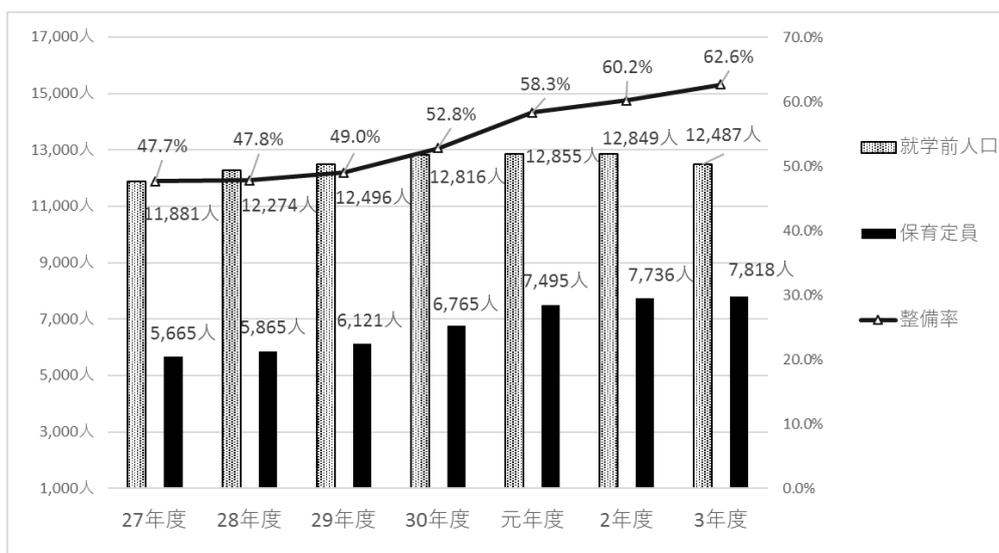
区が設置・運営主体である民間法人（公私連携保育法人）と連携し、土地・建物など必要な設備の無償又は廉価による譲渡、貸付その他の支援を行うとともに、人員配置や提供する保育等の運営に関与し、適正な運営が行われるよう、児童福祉法第56条の8第2項に規定する協定を締結して設置し、運営する保育所

## 2 就学前児童数の推移と保育定員及び整備率

前計画策定以降、増加が予測される保育ニーズに対し、保育定員を拡充するため、民間事業者の設置による認可保育所（以下、民設園という。）を積極的に整備し、保育所整備率※の向上を図った。[図2-1・表2-4]。

[図2-2] のとおり令和3年度における民設園の保育定員数は4,391人となり、平成27年度の定員数2,218人の約2倍を確保している。また、保育定員全体の56%を占めている

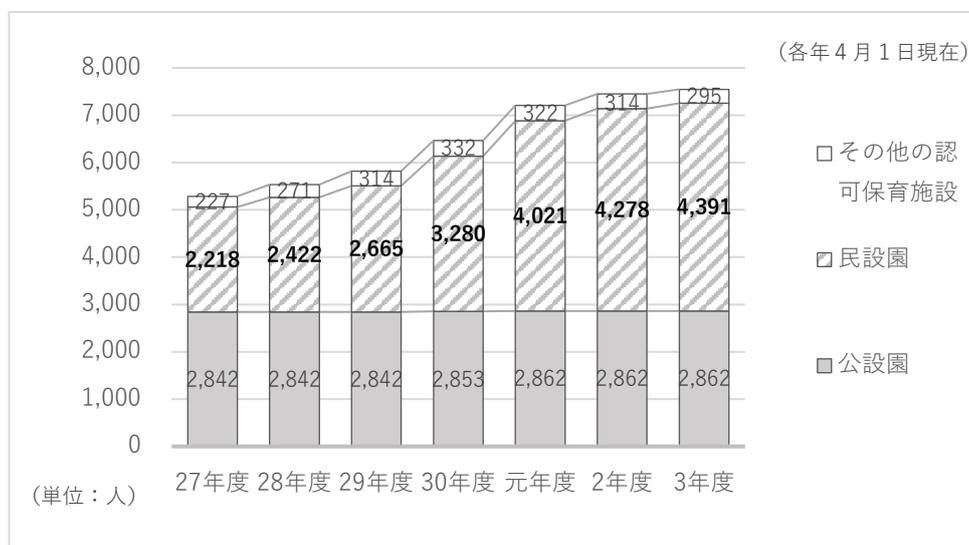
※保育所整備率＝保育定員／就学前人口



[図2-1] 就学前児童数の推移と保育定員・整備率推移

[表2-4] 保育定員の純増数（対前年度比）

27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	合計
—	200人	256人	644人	730人	241人	82人	2,153人



[図2-2] 保育定員の内訳（平成27年度～令和3年度）

### 3 基幹園と認定こども園の進捗状況

#### (1) 基幹園

##### ア 経過

平成26年度に策定した「墨田区保育所整備指針に基づく取組方針」において、保育の質の維持・向上を目的として区内を10ブロックに区分し、各ブロックの公設公営園1園をブロック内の他園に対する援助や情報共有の核といった機能を付与し、センター機能（基幹園機能）を有する施設として位置付ける方針を示した。その後、区内の保育施設数が急増したことから、基幹園機能をより効率的・効果的に発揮するため、平成29年度に基幹園機能は指導検査機能の充実と合わせて子ども・子育て支援部に集約した。

##### イ 基幹園機能の取組状況

###### ① 指導検査（子育て支援課指導検査担当）

保育施設等の運営・保育・会計処理が法、関係法令等に照らし適正に実施されているか確認し、指導又は是正の措置を講じ、施設等の適正な運営及び保育サービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図っている。

[表2-5] 指導検査実績

年度	私立認可 保育所	小規模保 育事業所	家庭的 保育者
30年度	9	3	6
元年度	16	6	6
2年度	13	3	1

(単位：園)

###### ② 指導検査補助巡回（子育て支援課補助巡回担当）

国の「保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業実施要綱」及び指導検査基準に準じて、園運営体制のチェック・課題の発見・助言・指導を行っている。

[表2-6] 指導検査補助巡回実績

年度	私立認可 保育所	小規模保 育事業所	家庭的 保育者	認証 保育所	認可外 保育所
30年度	80	18	38	—	—
元年度	98	21	30	—	—
2年度	79	13	14	14	23

(単位：園)

###### ③ 保育所の運営支援巡回や合同研修（子ども施設課運営支援担当）

園からの個別の相談・報告や保護者からの苦情等の個別課題に助言等の支援を行っているほか、年1回の巡回指導を行い、気付いた課題並びに現場における多様な運営課題の個別相談に応じ必要な支援・助言を行っている。また、保育の質の向上のための合同研修を実施している。

[表2-7] 保育所の運営支援巡回や合同研修

年度	運営支援 巡回	相談業務	合同研修
30年度	131	260	6
元年度	78	309	4
2年度	87	415	5

(単位：件)

## (2) 認定こども園

### ア 経過

平成27年度策定の「墨田区保育所等整備計画」において、基幹園の候補園を認定こども園への移行を示し、平成29年4月に幼保連携型たちばな認定こども園及び幼保連携型八広認定こども園を開設した。

平成29年9月に基幹園機能の見直しを行ったことから、基幹園候補園の前提としていた認定こども園への移行も凍結とした。

### イ 取組状況

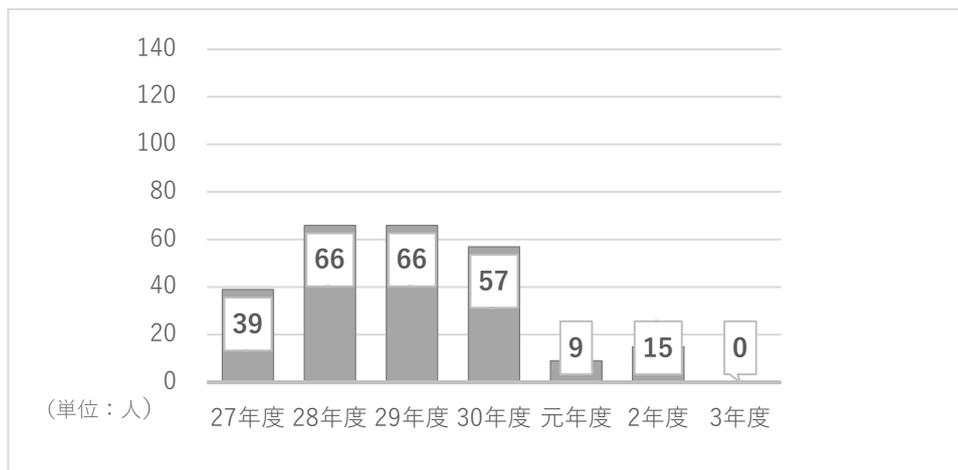
認定こども園の設置に伴い、子ども・子育て支援部に指導主事を配置し、幼保連携型認定こども園の教育課程を編成し、保育現場において教育委員会に準じた教育を推進するとともに、小学校教育への円滑な接続を図ってきた。このほか、指導主事による認定こども園を中心とした定期的な巡回指導を実施することで、養護と教育の一体化をより一層推進し、保育全体における質の向上の一助としている。

### 第3章 保育をとりまく現状と分析

#### 1 待機児童の状況

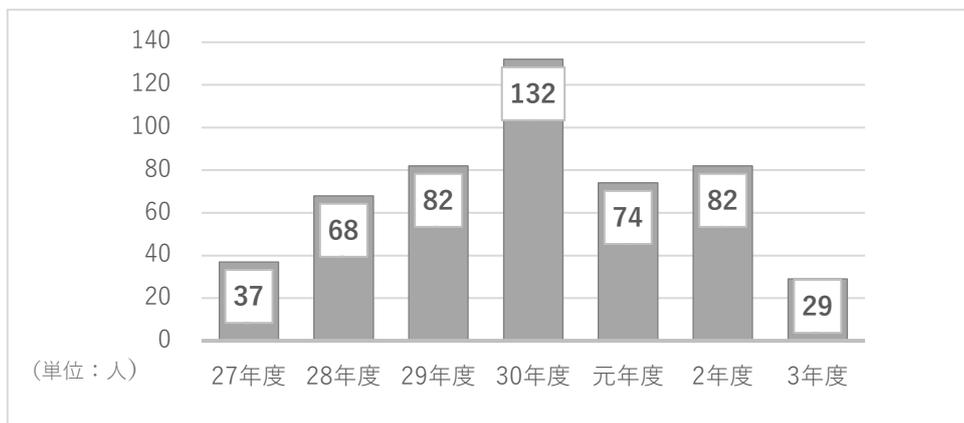
保育所整備による保育定員の拡充の結果、北部地域の待機児童は平成29年度以降減少傾向となり、令和3年度は待機児童は0人となった。南部地域の待機児童は、平成30年度に100人を超えていたが、令和3年度に29人となった。南部地域については、引き続き待機児童解消に向けた取組を図っていく。

##### ① 北部地域



[図3-1] 北部地域待機児童数（平成27年度～令和3年度）

##### ② 南部地域



[図3-2] 南部地域待機児童数（平成27年度～令和3年度）

#### 2 区域別の保育定員

令和3年4月1日現在において、北部地域は、保育定員が入所希望者数を上回っており概ねニーズを充足できている。南部地域は、入所希望者数に対して保育定員が不足している状況である。保育定員の拡充については、人口動態、地域別の保育需要等を踏まえて検

討していく。なお、保育所を新設する場合には、原則として、民設園の整備を誘導することとする。

[表 3 - 1] 北部地域の保育定員

令和 3 年 4 月 1 日現在

年齢	就学前人口	入所希望割合	入所希望者数	保育定員 (認可) ※	待機児童数
0歳	1,076人	31.6%	340人	374人	0人
1歳	1,046人	68.7%	719人	654人	
2歳	1,100人	67.3%	740人	753人	
3歳	1,099人	66.9%	735人	773人	
4歳以上	2,259人	63.9%	1,443人	1,688人	
計	6,580人	60.4%	3,977人	< 4,242人	0人

[表 3 - 2] 南部地域の保育定員

令和 3 年 4 月 1 日現在

年齢	就学前人口	入所希望割合	入所希望者数	保育定員 (認可) ※	待機児童数
0歳	1,069人	25.8%	276人	277人	0人
1歳	1,077人	68.0%	732人	542人	24人
2歳	1,009人	65.3%	659人	587人	5人
3歳	956人	64.2%	614人	599人	0人
4歳以上	1,796人	59.9%	1,075人	1,243人	0人
計	5,907人	56.8%	3,356人	> 3,248人	29人

※定員には、認証保育所、定期利用保育事業、企業主導型保育事業の人数を含めない。

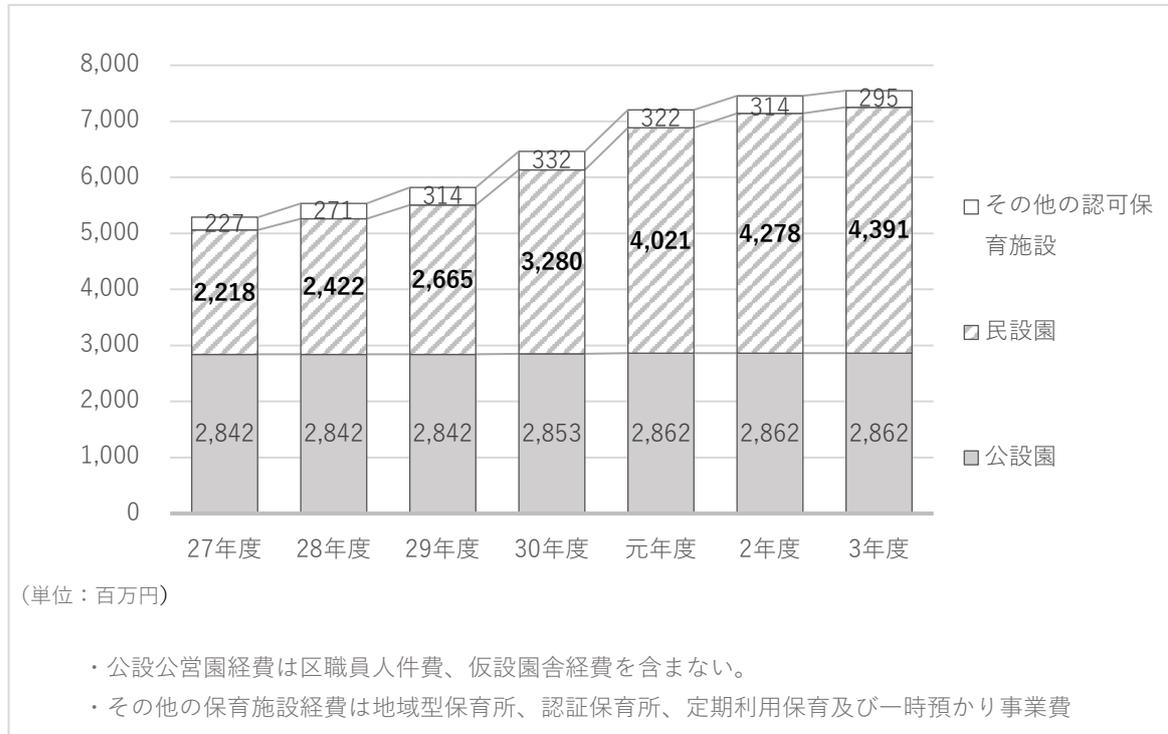
### 3 保育所に係る経費

前計画策定以降、保育需要が増加したことを受け保育施設数及び保育定員の拡充を図ってきたことから、保育所運営費や施設整備費といった保育所に係る経費は、平成 27 年度から令和 2 年度で 77% 増加している。[図 3 - 3]。

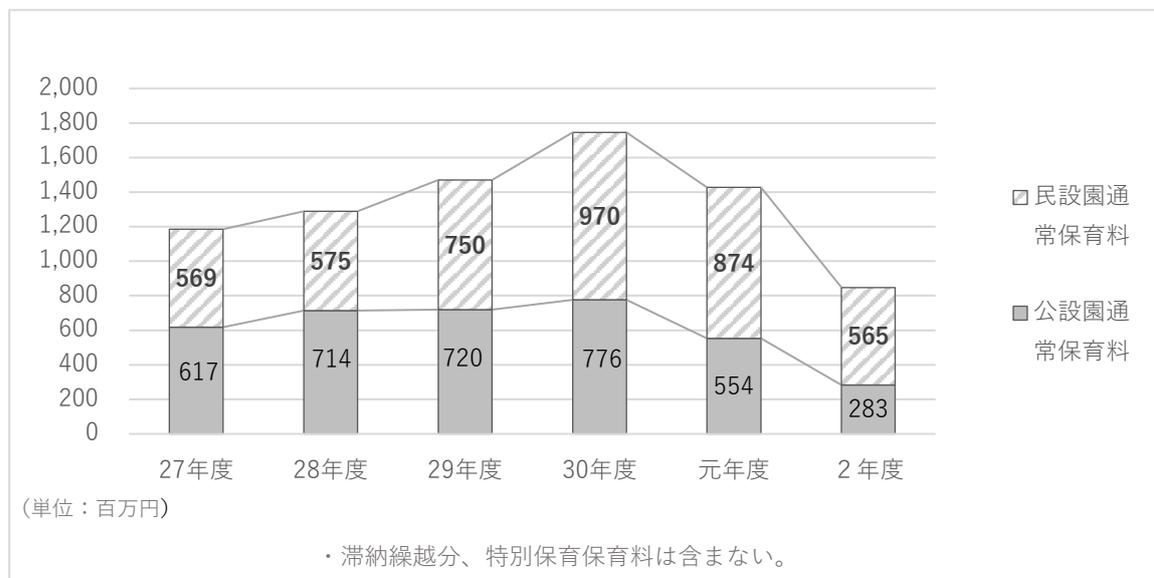
また、令和元年 10 月から子育て世帯への経済的な負担軽減に寄与する制度として、国の幼児教育・保育無償化が開始され、3歳～5歳及び0～2歳で住民税非課税世帯の児童の保育料については無償となったことから、令和 2 年度の保育料収入は平成 30 年度と比較し 51% 減少している [図 3 - 4]。なお、本区における保育料（利用者負担額）につ

いは [参考資料 3-1] のとおりとなっている。

このような状況の中で、多様な保育ニーズに対応するとともに、保育の量の確保と質の向上を図っていくためには、区の限られた財源を有効に活用し、効率的・効果的な園運営を行っていくことが必要となる。



[図 3-3] 保育所に係る経費の推移 (平成 27 年度～令和 2 年度)

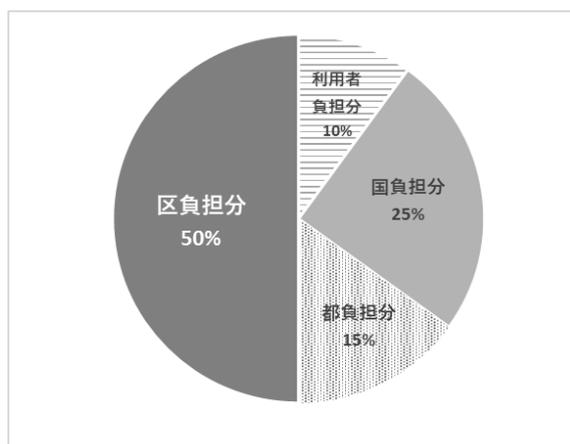


[図 3-4] 保育料収入の推移 (平成 27 年度～令和 2 年度)

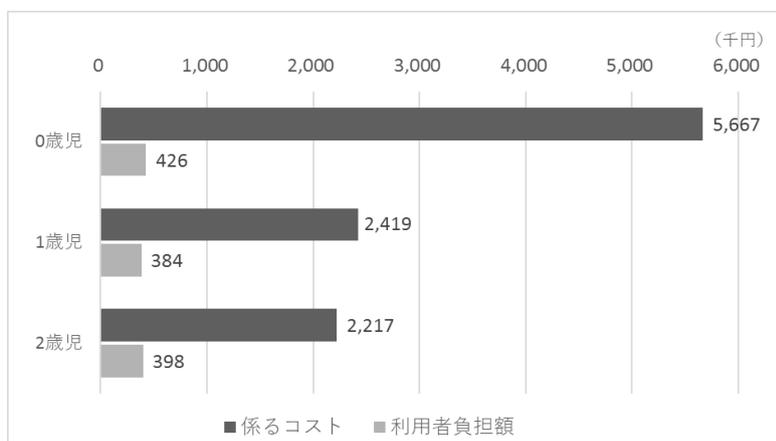
[参考資料3-1]

認可保育施設の保育料（利用者負担額について）

認可保育施設は、利用者が負担する保育料と国・都・区の負担金で運営している。区が定める保育料は、利用者の負担軽減を図るため、国が示す標準的な保育料より低く設定している。その結果、民設園の運営経費のうち、区の負担金の占める割合は約50%と最も高くなっている。また、園児一人あたりに係る保育経費は低年齢児ほど多くかかる傾向にある。



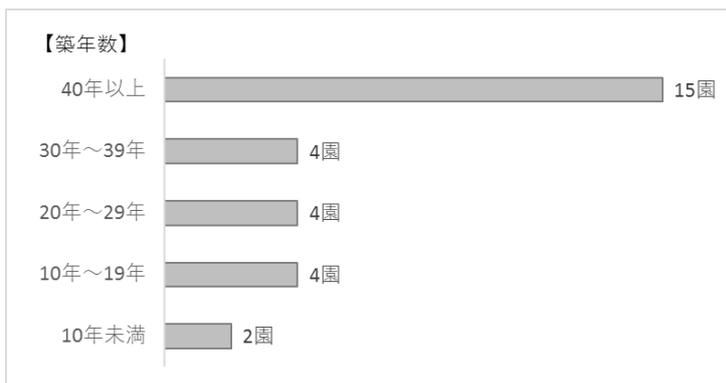
令和元年度 民設園の運営経費における負担割合



令和元年度 民設園の子ども一人あたりに係る保育経費

#### 4 公設園の施設状況

令和3年4月1日現在、公設園は分園を1園と計上した場合、北部地域に20園、南部地域に9園配置されている。また、施設の約65%が築年数30年を経過しており、今後老朽化による大規模修繕や更新時期の集中が見込まれている。これらの状況を踏まえ、区の限られた財源の中、社会情勢に的確に対応し、保育サービスの向上を図るとともに、施設の適正な配置について検討を行っていく。



[図3-5] 公設園の築年数（令和3年4月1日現在）

#### < 公設園一覧 >（令和3年4月1日時点）

[表3-3] 北部地域の公設園（20園）

類型	施設名	所在地	利用定員	認可定員	開設年	現園舎 建築年	築年数	土地所有	併設施設
公設公営 13園	花園保育園	東向島3-16-2	119人	119人	昭和41年	平成23年	10年	区	
	鐘ヶ淵北保育園	堤通2-8-15-109	117人	117人	昭和53年	昭和53年	43年	都	都営住宅
	梅若保育園	墨田2-38-13	108人	114人	昭和54年	昭和54年	42年	区	
	しらひげ保育園	堤通2-5-5-101	105人	105人	昭和58年	昭和58年	38年	都	都営住宅
	八広認定こども園	八広3-7-5	120人	120人	昭和46年	平成26年	7年	区	
	中川保育園	東墨田2-1-15	106人	112人	昭和38年	昭和58年	38年	区	
	たちばな認定こども園	立花3-21-16	91人	91人	昭和44年	平成10年	23年	区	
	東あずま保育園	立花1-27-6-101	102人	118人	昭和51年	昭和51年	45年	都	都営住宅
	中川南保育園	立花6-8-2-106	104人	114人	昭和54年	昭和54年	42年	都	都営住宅
	寺島保育園	東向島1-23-10	94人	94人	昭和56年	昭和56年	40年	区	
	福神橋保育園	文花1-30-21-101	69人	73人	昭和42年	昭和42年	54年	都	都営住宅
	文花保育園	文花1-24-5	93人	107人	昭和43年	平成1年	32年	区	母子生活支援施設
	おむらい保育園	文花1-32-1-103	104人	116人	昭和51年	昭和51年	45年	都	都営住宅
公設民営 7園	すみだ保育園	墨田4-22-4-101	70人	87人	昭和45年	昭和45年	51年	都	都営住宅
	水神保育園	堤通2-6-9-103	78人	90人	昭和57年	昭和57年	39年	都	都営住宅
	あおやぎ保育園 ※1	東向島4-37-17	124人	124人	昭和43年	平成16年	17年	区	
	ひきふね保育園 ※2	八広1-1-18	111人	111人	昭和51年	昭和51年	45年	区	
	長浦保育園	八広5-10-1-105	111人	119人	昭和55年	昭和55年	41年	都	都営住宅
	横川さくら保育園（分園）	立花1-23-5-206	30人	30人	平成22年	平成22年	11年	民間	住宅
押上保育園	押上2-10-17	101人	101人	昭和41年	平成7年	26年	民間	住宅	
定員数合計			1,957人	2,062人					

※1 あおやぎ保育園は令和6年度に公私連携制度の導入を予定している。

※2 ひきふね保育園は令和4年度に公私連携制度の導入を予定しており、導入時に新しい施設（八広1-16-22）に移転予定である。

[表 3 - 4] 南部地域の公設園（9 園）

類型	施設名	所在地	利用定員	認可定員	開設年	現園舎 建築年	築年数	土地所有	併設施設
公設公営 6 園	東駒形保育園	東駒形1-6-8	65人	67人	昭和48年	昭和48年	48年	区	本所保健センター
	江東橋保育園（分園）	亀沢3-12-5	21人	21人	平成21年	平成21年	12年	民間	住宅
	江東橋保育園	緑4-35-9	140人	140人	昭和36年	平成4年	29年	区	ふれあいセンター
	立川保育園	立川1-5-2	91人	91人	昭和54年	昭和54年	42年	区	立川児童館
	横川橋保育園	太平1-27-13	116人	116人	昭和36年	昭和53年	43年	区	
	太平保育園	太平1-13-10	85人	85人	昭和52年	昭和52年	44年	区	
公設民営 3 園	亀沢保育園 ※3	亀沢1-27-5	116人	116人	昭和49年	平成30年	3年	区	
	横川さくら保育園	横川5-9-1	51人	51人	平成7年	平成7年	26年	都	都営住宅
	きんし保育園	江東橋4-30-2-301	109人	109人	昭和52年	昭和52年	44年	都	都営住宅
		定員数合計	794人	796人					

※ 3 亀沢保育園は令和 1 0 年度に公私連携制度の導入を予定している。

## 5 将来人口推計

区では令和3年度に将来人口の推計を実施している。本計画期間の区域別の将来人口推計結果は下表のとおりである。

[表3-5] 北部地域の将来人口推計

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
0歳	1,076	<b>1,177</b>	1,172	1,162	1,152	1,142	1,131	1,118	1,104	1,091	1,084
1歳	1,046	1,078	<b>1,180</b>	1,173	1,163	1,152	1,142	1,131	1,116	1,103	1,090
2歳	1,100	1,037	1,069	<b>1,171</b>	1,167	1,157	1,148	1,137	1,128	1,114	1,100
3歳	1,099	1,091	1,030	1,061	<b>1,166</b>	1,161	1,153	1,143	1,134	1,125	1,110
4歳	1,109	1,095	1,089	1,028	1,060	<b>1,165</b>	1,160	1,152	1,143	1,134	1,124
5歳	1,150	1,105	1,092	1,085	1,026	1,058	<b>1,163</b>	1,159	1,150	1,141	1,133
北部合計	6,580	6,583	6,632	6,680	6,734	6,835	<b>6,897</b>	6,840	6,775	6,708	6,641
増減数	-	3	49	48	54	101	62	△ 57	△ 65	△ 67	△ 67
増加率	-	0.05%	0.74%	0.72%	0.81%	1.50%	0.91%	-0.83%	-0.95%	-0.99%	-1.00%

北部における0歳児人口が最も多くなるのは令和4年度と推計されており、就学前人口（0歳児～5歳児）は、令和10年度から減少傾向となる見通しである。

[表3-6] 南部地域の将来人口推計

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
0歳	1,069	1,281	1,290	<b>1,292</b>	1,286	1,280	1,268	1,257	1,243	1,226	1,214
1歳	1,077	1,019	1,229	1,246	<b>1,254</b>	1,253	1,250	1,242	1,235	1,220	1,205
2歳	1,009	1,025	975	1,186	1,208	1,221	1,222	<b>1,224</b>	1,220	1,212	1,198
3歳	956	967	987	945	1,155	1,182	1,196	1,202	<b>1,205</b>	1,201	1,195
4歳	894	937	950	972	933	1,141	1,170	1,186	1,192	<b>1,195</b>	1,193
5歳	902	878	922	938	961	923	1,131	1,161	1,179	1,185	<b>1,187</b>
南部合計	5,907	6,107	6,353	6,579	6,797	7,000	7,237	7,272	<b>7,274</b>	7,239	7,192
増減数	-	200	246	226	218	203	237	35	2	△ 35	△ 47
増加率	-	3.39%	4.03%	3.56%	3.31%	2.99%	3.39%	0.48%	0.03%	-0.48%	-0.65%

南部の0歳児人口が最も多くなるのは、令和6年度と推計されている。就学前人口（0歳児～5歳児）は、令和12年度から減少傾向となる見通しである。

## 6 北部地域の将来の保育需要見込み

北部地域は、令和3年4月1日現在において入所希望者数が保育定員を下回っていることから、将来人口推計を基に今後の保育需要について検討を行う。

将来人口推計において、最も北部地域の就学前人口が多くなると推計されている令和9年度の保育需要を試算した〔表3-7〕。試算結果では、令和9年度においても保育需要は、保育定員を下回る数値となったことから、今後は北部地域の公設園の再整備に取り組んでいく必要がある。

〔表3-7〕 令和9年度保育需要見込み

年齢	就学前人口見込 ①	入所希望割合 ②	保育需要（見込） ③ (①×②)	令和3年度 保育定員(認可) ④
0歳	1,131人	31.6%	357人	374人
1歳	1,142人	68.7%	785人	654人
2歳	1,148人	67.3%	772人	753人
3歳	1,153人	66.9%	771人	773人
4歳以上	2,323人	63.9%	1,484人	1,688人
計	6,897人	60.4%	4,169人	4,242人

※確保量には、認証保育所、定期利用保育、企業主導型保育事業の人数を含めない。

### \*留意事項

保育需要については、過去5年間で最も高い数値である令和3年度の入所希望者割合を用い試算している。

## 第4章 本計画における取組方針

### 1 取組みに係る基本的考え方

前章に保育を取り巻く現状と分析、将来人口推計のとおり保育を取り巻く環境は大きく変化している。

本計画は、区の限られた財源を有効に活用し、本区における質の高い保育と充実した保育サービスの提供を持続可能なものにするため、中・長期的、経営的な視点で安定的・継続的に保育サービスを提供していくために策定するものである。

### 2 基幹園及び認定こども園に対する考え方

基幹園については、基幹園機能を子ども・子育て支援部に集約したことから、基幹園設置の前提としていた区内を10ブロックに区分するエリア設定は見直しとする。今後は、本計画において公設園の役割を明確にし、各保育所における保育需要等を十分に精査し、効率的・効果的な取組みを行っていく。

また、公設公営園の認定こども園への移行は、地域支援室の設置等、大規模な施設改修が必要となることから当面行わないこととする。今後は、公設公営園の改築時等において、社会情勢の変化等を踏まえて認定こども園への移行を検討する。

### 3 保育所における公私の役割の明確化

#### (1) 公設園の役割

##### ① 保育行政における人材育成機能

ア 社会の動向や保育ニーズを的確に把握し、時代に適した保育の研究と実践に努め、区全体の保育水準の向上を図る。

イ 区全体の保育の質を向上させるため、民設園への保育施設指導・検査業務及び運営支援業務等、これらの業務を遂行できる人材を育成する。

##### ② 保育における社会的セーフティーネットとしての役割

ア 障害児や医療的ケア児の受入れ等社会的セーフティーネットとしての責務を担い保育サービスを継続する。

イ 在宅子育て家庭からの相談に多角的な視点で対応するとともに、必要に応じて関係各課へ円滑につなげるなど、地域の子育て家庭と区とのパイプ役を担い、地域の子育て支援の充実を図る。

##### ③ 指定管理者制度導入園については、区の要求水準を満たした保育の実施と、法人ノウハウに基づく特色ある保育サービスの提供を通じ多様な保育ニーズに応える。

#### (2) 民設園の役割

運営主体の保育理念や保育方針に基づき、多様な保育サービスを提供する。

## 4 公設園の再整備

公設園の役割を担う保育所は、将来にわたり保育を必要とする児童が健やかに育つ環境を整備する必要がある。そのためには、就学前人口の動向や社会情勢の変化を見据え、中・長期的、経営的な視点を持って公設園の維持管理に取り組み、最適な配置となるよう施設の再整備を進めていく。

### (1) 民間活力の活用

多様化する保育ニーズへの対応と効率的・効果的な園運営の実現を目指し、民間のノウハウを活用した保育所整備、保育所運営を行う。民間活力の導入は、標準的なスケジュールを定め、そのスケジュールに沿って進めていく。

### (2) 施設の適正配置

就学前人口の減少等各保育園における今後の保育需要を勘案しながら、近接施設との統合集約による適正配置の検討を進めていく。公設園を適正配置する場合は、役割をより効果的に発揮していくために、施設の大規模修繕や建替え時に新たな行政需要等に対応するため、施設の多機能化を検討する。

## 第5章 民間活力の導入

### 1 基本的な考え方

民間活力導入の検討にあたっては、各公設園における今後の保育需要を想定するとともに、定員充足率や既存建物の築年数等に照らし、民間活力導入の可否を判断する。民間活力導入にあたっては、公私連携制度の導入を原則とし、公設園を公私連携型保育所へ移行する。なお、公私連携制度の導入が困難な場合は、指定管理者制度を導入する。

#### (1) 公私連携制度導入の効果

- ① 運営主体の保育理念や保育方針に基づき、特色のある保育を実践し、多様な保育サービスを提供するという民設園の特長を活かすことができる。
- ② 協定に基づき、区が一定の関与を行うことができる。
- ③ 民設園への移行により、国・都から運営費に対する財源が充当されるため、施設維持管理費や運営費に対する区の財政負担を大幅に軽減することができる。
- ④ 民設園を新設する場合は、国・都から施設整備費に対する財源が充当されることにより区が実施する場合と比較すると財政負担の大幅な軽減が期待できる。
- ⑤ 指定管理者制度では、5年又は10年で運営法人を公募するが、公私連携制度では、民設園へ移行するため運営法人は原則として変更しない。公私連携制度を導入することで、運営主体の保育理念や保育方針に基づき特色ある保育の実践や多様な保育サービスを安定的・継続的に運営することができ、施設利用者の不安の解消や保育の

質の確保ができる。

## (2) 公私連携制度導入の手法

①民間活力導入園の既存建物を公私連携保育法人に譲渡し、公私連携型保育所へ移行する。(建物譲渡)

②代替え地に公私連携型保育所を新設し、民間活力導入園の在園児は新設した施設に転園する。施設整備については公私連携保育法人が行う。(移転)

## 2 選定基準

民間活力の導入園の選定に当たっては、原則として、次の事項を勘案し、総合的に検討する。

- ・保育需要が今後見込まれるか
- ・定員の充足率が高いこと
- ・既存建物の築年数が浅いこと
- ・土地・建物の所有形態  
(都所有施設は都への協議が必要となることから、区所有施設が望ましい。)
- ・導入の効果が見込まれるか
- ・施設を新たに整備する場合は、保育施設整備の適地が周辺に確保できるか

## 3 導入の標準スケジュール

### (1) 導入時期について

発表時の在園児に配慮し、在園児が全員卒園後に引継保育を実施し、民間活力を導入することとする。

### (2) 保護者周知等について

入園希望者には、民間活力の導入を了解の上、入園申込を行ってもらおうよう、新年度入園案内等で対象園と時期等を周知する。

- ・0歳児保育実施園は、公私連携制度（指定管理者制度）導入の6年半前
- ・1歳児保育実施園は、公私連携制度（指定管理者制度）導入の5年半前

### (3) 事業者選定

#### ア 公私連携制度

- ・新築の場合は、公私連携制度導入の3年前に事業者を選定し、施設整備を行う。
- ・建物譲渡の場合は、公私連携制度導入の2年前に事業者を選定する。

#### イ 指定管理者制度

指定管理者制度導入の2年前に事業者を選定する。

(3) スケジュール

ア 公私連携制度

手法	形態	7年前	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開設	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
既存施設	0歳児園	発表					事業者 選定	引継保育	公私連携型保育所 → 公私連携協定期間					私立認可 保育所
	1歳児園		発表				事業者 選定	引継保育	公私連携型保育所 → 公私連携協定期間				私立認可 保育所	→
代替え地 新設	0歳児園	発表					事業者 選定	施設整備	公私連携型保育所 → 公私連携協定期間					私立認可 保育所
	1歳児園		発表				事業者 選定	施設整備	引継保育 → 公私連携型保育所 → 公私連携協定期間				私立認可 保育所	→

【公私連携型保育所に関する協定書の締結期間について】

① 0歳児保育実施園

協定書の締結期間を5年間とし協定期間終了後は私立の認可保育所へ移行する。

② 1歳児保育実施園

協定書の締結期間を4年間とし協定期間終了後は私立の認可保育所へ移行する。

なお、施設整備を行う際は、その期間も公私連携協定期間とする。

イ 指定管理者制度

形態	7年前	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開設
0歳児園	発表					事業者選定	引継保育	運営開始
1歳児園		発表				事業者選定	引継保育	運営開始

4 公私連携制度導入による財政効果

(1) 運営費

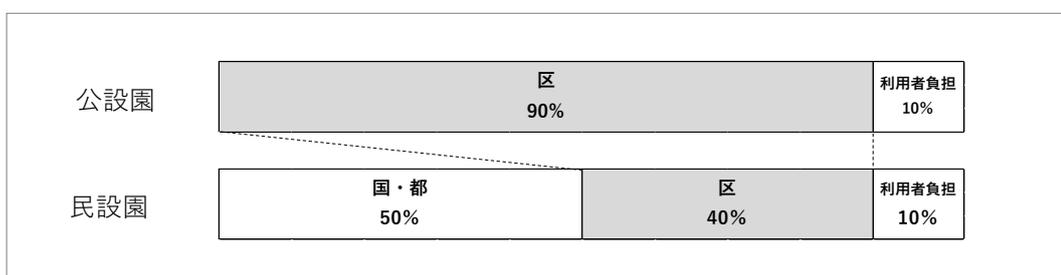
保育園の運営費は、公設園の場合、年間約260,000千円程度〔表4-1〕となり、利用者負担分を差し引いた全ての経費を区が負担している。一方、民設園の運営費に対しては、国・都からの負担金及び補助金が交付される制度となっている。民設園への運営費支出額における国・都からの負担金及び補助金の割合は約50%程度であるこ

とから [図 4 - 1]、公設園を公私連携型保育所へ移行した場合は、運営費の約 50% の削減効果が見込まれる。

[表 4 - 1] 公設公営園運営費の事例

項目	金額 (千円)
人にかかるコスト	219,822
管理運営にかかるコスト	42,079
その他コスト	6,393
運営費合計	268,294

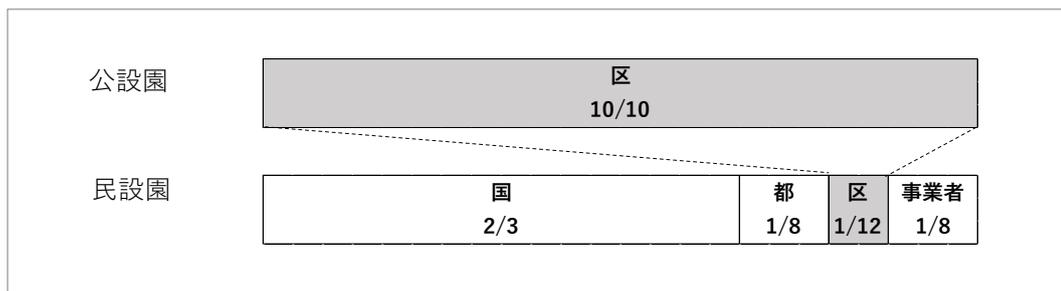
令和元年度コスト計算書 横川橋保育園運営費より



[図 4 - 1] 運営費に対する財政負担割合 (令和元年度決算額に基づく概算)

## (2) 施設整備費

施設整備費に関する国・都の補助金は、民設園のみが対象となっている。民設園を新たに設置する場合は、国の施設整備費基準額に対し、下図のとおり国・都から補助金が交付されるため、区が新たに施設整備を行うよりも大幅な財政負担の軽減となる。



[図 4 - 2] 施設整備に対する財政負担割合 (令和3年度)

## 第6章 公設園の適正配置（案）

### 1 基本的な考え方

待機児童の解消が見込まれる地域に配置されている施設について、就学前人口や定員の充足率等を各園ごとに分析し、適正配置を進める。適正配置の実施にあたっては、入所児童が定員に満たない保育所を近接保育所と統廃合し、施設の再編に取り組んでいく。その際は、発表以降から統合園※<sub>1</sub>及び廃止予定園※<sub>2</sub>の段階的な定員縮小や定員の弾力化等の運用を行い、在園児全員が統廃合後の園に移行できるよう調整を図ることとする。

なお、適正配置の対象は本計画期間においては、「保育所」のみとする。「認定こども園」については、区の保育全体における質の向上や地域支援事業を推進していく役割を引き続き担っていくことから、公設園として今後も継続していくものとする。

※1 統合園・・・統合先となる園

※2 廃止予定園・・・廃止し、統合園へ集約される園

#### 【適正配置の手法】

① 統合園が施設改修を行わない場合

原則として廃止予定園の在園児は統合園へ転園となる。

② 統合園が施設改修を行う場合

統合園が老朽化等により施設の改修又は改築が必要となる場合は、統合園在園児は、原則として、廃止予定園へ転園となる。改築又は改修後に、廃園予定園の在園児の全員が統合園へ転園となる。

③ 代替え地へ新設する場合（集約）

近接地に代替え地が確保できた場合は、原則として集約される2以上の保育所在園児の全員が新園へ転園となる。

### 2 対象となる園

適正配置対象園の選定に当たっては、原則として、次の事項を勘案し、総合的に検討する。

(1) 廃止予定園

- ・就学前人口が減少傾向にある又は今後減少が見込まれるか
- ・定員の充足率が低いこと

(2) 統合園

- ・廃止予定園からの距離が800m以内にあること（徒歩10分圏内を想定）

- ・廃止予定園利用者の居住地や希望園等が類似の傾向がみられること
- ・土地・建物の所有形態

統廃合時に定員規模の変更や施設機能の向上が必要となる場合は、都営住宅併設の保育所は区が主体的に改築を行うことができないことから、統合園は区所有の施設とする。

### 3 適正配置のスケジュール

適正配置の詳細なスケジュールは、各園ごとに計画し発表する。

入園希望者には、統合集約の対象園となることを了解の上、入園申込を行ってもらうよう、入園案等で対象園と時期等を周知していく。

### 4 その他

適正配置にあたり、公設公営園の大規模改修・改築を行う場合は、社会的セーフティネットとして求められる行政需要への対応を検討し、質の高い保育サービスを提供できるよう保育環境や機能の向上を図っていくこととする。